

平成 30年 5月 23日

お客様各位

神原汽船株式会社 定期船部

## 中国税関総署 2017 年第 56 号令への対応

拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、 厚くお礼申し上げます。

さて、中国税関総署 2017 年第 56 号令により、2018 年 6 月 1 日よりマニフェストの事前 通知時に企業コード・連絡先及び具体的な品目名の記載が必要となります。

つきましては、下記の通り対応を行うこととなりましたのでご理解賜りたく、宜しく お願い申し上げます。

敬具

記

・対応開始日:2018年6月1日より

・対象貨物 : 日本⇔中国 全貨物 (国際 T/S 貨物を除く)

・提示時期 : BOOKING 依頼時及び DOCK CUT まで

・必須事項 : 1) 連絡先 (例 電話番号 (<mark>推奨</mark>)、fax 番号、メールアドレス)

2) SHIPPER/CONSIGNEE/NOTIFY の企業コード (詳細は別紙参照ください)

3) 具体的な品目名

・コード記載場所 : SHIPPER/CONSIGNEE/NOTIFY PARTY の欄に住所、連絡先、企業コード の順で記載願います

(E-BOOKING の場合は各アドレス欄に記載ください)





## コード記載について

・記載コードの正式名称について

日本 CIK: CENTRAL INDEX KEY (米国証券取引委員会によって発給されるコード)

LEI: LEGAL ENTITY IDENTIFIER (取引主体識別コード)

9999: CIK と LEI に該当しない場合(法人番号/国税庁発給)

中国 USCI: UNIFIED SOCIAL CREDIT IDENTIFIER (統一社会信用コード)

OC: ORGANIZATION CODE (組織機構コード)

※ 日本・中国ともに上記コードの中から1つを選択記載願います。

※ コード略称と番号を"+"半角記号で繋いで記載願います。

※ CONSIGNEE 欄が TO ORDER または NOTIFY 欄が SAME AS CONSIGNEE の場合、 住所、連絡先、企業コードの記載は不要です。

〈お問い合わせ先〉

本件に関するお問い合わせは、弊社定期船部(TEL: 084-987-1500)までお願い致します。